

## お知らせ

記者発表資料	令和2年12月16日
配布日時	14:00

### 【同時発表先】

合同庁舎記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、港湾新聞、港湾空港タイムズ、日本海事新聞、海事プレス、マリタイムデーリーニュース

## 瀬戸内海クルーズの更なる推進に向けて！ ～「瀬戸内海クルーズ推進会議 第5回全体会議」の開催～

12月21日（月）、瀬戸内海クルーズの推進強化を目的に、「瀬戸内海クルーズ推進会議 第5回全体会議」を開催いたします。（※オンライン会議）

今般の会議では、瀬戸内海クルーズ推進会議として進める取組事項に関して、進捗報告を行うとともに、船舶及び港湾ガイドラインや邦船各社におけるクルーズ船の感染症対策等について情報提供いただき、参加者による意見交換を行います。

- 今般の第5回全体会議では、10月下旬に実施したクルーズ船社を招聘しての誘致活動等の報告、今後の取組内容について参加者による意見交換を行います。
- さらに、国土交通省海事局及び港湾局より「船舶ガイドライン」及び「港湾ガイドライン」の説明の後、邦船各社よりクルーズ船の感染症対策についての説明等を行っていただくとともに、参加者による意見交換を実施します。
- ※ 瀬戸内海クルーズ推進会議  
瀬戸内海が「エーゲ海」や「カリブ海」等に並ぶブランド力の高いクルーズの海となることを目指し、沿岸自治体、国の機関で構成する「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」の下に、平成30年同会議を設置。
- ※ 船舶ガイドライン 「外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
- ※ 港湾ガイドライン 「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン」

### 記

1. 日 時：令和2年12月21日（月） 15:00～16:45
2. 場 所：中国地方整備局 港湾空港部 会議室（別紙-2参照）
3. 議事次第：別紙-1参照
4. 構 成 員：別紙-3参照

### ※ 取材について

- ・取材をご希望の場合は、12月18日（金）16時までに取材申込書にて申し込みをお願いします。なお、当日も取材を受け付けております。会場には報道関係者席を用意しておりますので、当日、受付にお知らせください。
- ・なお、会議終了後、会場において質疑対応を行います。

<問い合わせ先> 中国地方整備局 港湾空港部 TEL:082-511-3928(直通)(平日・昼間)

クルーズ振興・港湾物流企画室長 岡 英毅 課長補佐 谷本 剛

<広報担当窓口> 中国地方整備局 港湾空港部 TEL:082-511-3905(直通)(平日・昼間)

計画企画官 新見 健吾

■中国地方整備局 港湾空港部

クルーズ振興・港湾物流企画室 宛て

FAX : 082-511-3910

「瀬戸内海クルーズ推進会議 第5回全体会議」 取材申込書

令和2年12月 日

所属名	
氏名	ふりがな
連絡先	TEL
	FAX

## 瀬戸内海クルーズ推進会議 第5回全体会議

### 議事次第

日時：令和2年12月21日（月）15:00～16:45

開催方式：オンライン会議（Microsoft Teams）

#### 1. 開 会

#### 2. 開会挨拶

中国地方整備局 中島副局長

#### 3. 議 事（予定）

##### 1) 今年度の活動報告及び今後の予定

瀬戸内海クルーズ推進会議 事務局

##### 2) 「船舶ガイドライン」及び「港湾ガイドライン」について

国土交通省 海事局 外航課 仲村国際輸送企画官

国土交通省 港湾局 産業港湾課 林クルーズ振興室長

##### 3) 邦船各社におけるクルーズ船の感染症予防対策

郵船クルーズ株式会社

日本クルーズ客船株式会社

商船三井客船株式会社

##### 4) 新居浜港初入港 につぼん丸歓迎行事の

新型コロナウイルス感染症対策について

新居浜港務局

##### 5) 新型コロナウイルス感染症対策訓練

～神戸港発：船と港と保健所の三者合同訓練～

神戸市 港湾局 客船誘致課

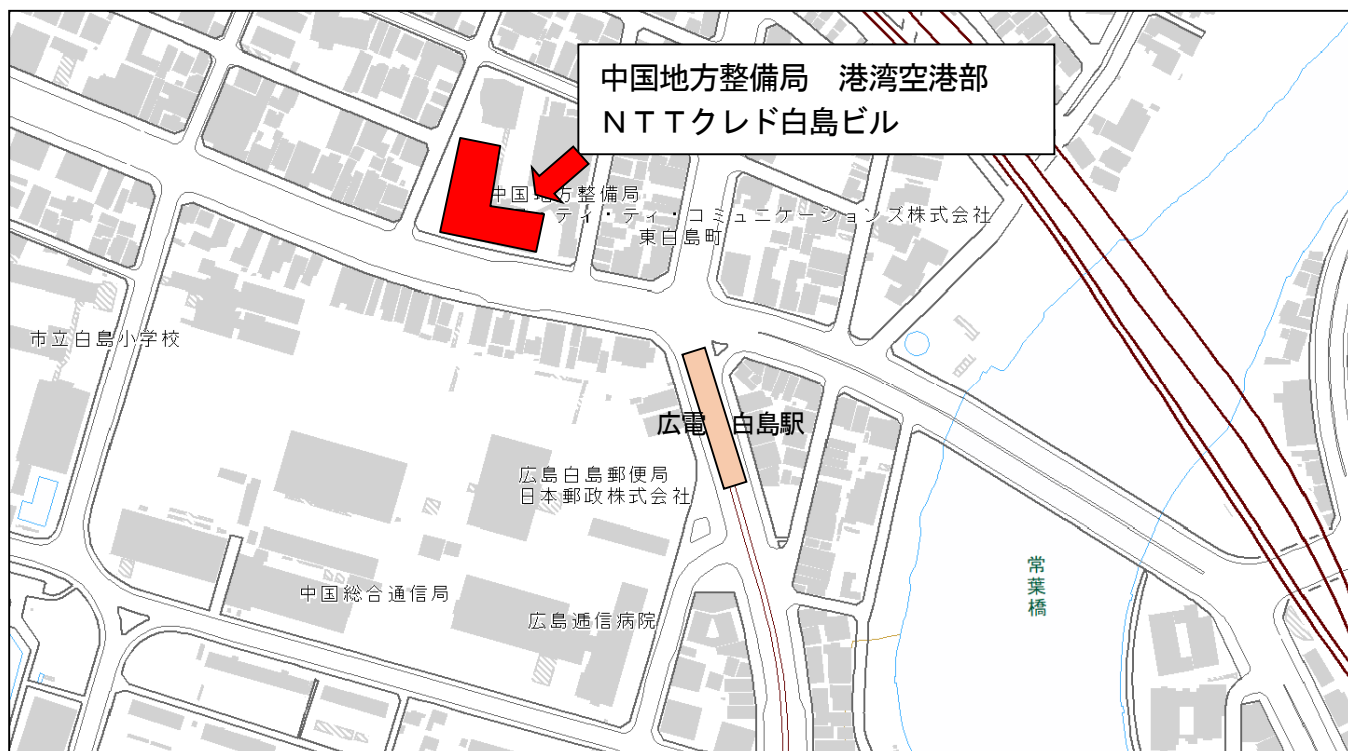
##### 6) 意見交換

#### 4. 閉 会

■案内図

場所：中国地方整備局 港湾空港部 会議室

住所：広島市中区東白島町 14-15 NTTクレド白島ビル 13F



## 「瀬戸内海クルーズ推進会議」全体会議 構成員名簿

代表：（一社）中国経済連合会 苅田 知英 会長

副代表：四国経済連合会 佐伯 勇人 会長

令和2年11月現在

区分	構成員
重要港湾以上の港湾管理者を兼ねる地方自治体	大阪府
	大阪市
	兵庫県
	神戸市
	和歌山県
	岡山県
	広島県
	呉市
	山口県
	徳島県
	香川県
	坂出市
	愛媛県
	今治市
	下関市
	福岡県
	北九州市
	大分県
民間団体等	新居浜港務局
	（一社）中国経済連合会
	四国経済連合会
	（一社）せとうち観光推進機構
	（一社）日本プロジェクト産業協議会
国の機関	近畿地方整備局
	中国地方整備局
	四国地方整備局
	九州地方整備局
	近畿運輸局
	神戸運輸監理部
	中国運輸局
	四国運輸局
	九州運輸局

## 「瀬戸内海クルーズ推進会議」エリア会議 構成員名簿

エリア	区分	構成員	エリア	区分	構成員	
近畿エリア	重要港湾以上の港湾管理者を兼ねる地方自治体	大阪府	四国エリア	重要港湾以上の港湾管理者を兼ねる地方自治体	徳島県	
		大阪市			香川県	
		兵庫県			坂出市	
		神戸市			愛媛県	
		和歌山県			今治市	
	地方自治体	堺市		地方自治体	徳島市	
		貝塚市			小豆島町	
		高石市			松山市	
		岬町			宇和島市	
		姫路市			大洲市	
		明石市			四国中央市	
		高砂市			新居浜市	
		南あわじ市			国の機関	四国地方整備局
		和歌山市	四国運輸局			
		国の機関	近畿地方整備局		九州エリア	重要港湾以上の港湾管理者を兼ねる地方自治体
	近畿運輸局		福岡県			
	神戸運輸監理部		北九州市			
		大分県				
	中国エリア	重要港湾以上の港湾管理者を兼ねる地方自治体	岡山県	地方自治体		別府市
広島県			佐伯市			
呉市			津久見市			
山口県			国の機関			九州地方整備局
玉野市						九州運輸局
地方自治体		瀬戸内市	民間団体等	新居浜港務局		
		笠岡市		(一社)中国経済連合会		
		倉敷市		四国経済連合会		
		広島市		(一社)せとうち観光推進機構		
		竹原市		(一社)日本プロジェクト産業協議会		
		三原市		関西エアポート(株)		
		尾道市		公益財団法人 大阪観光局		
		福山市		(一社)イーストとくしま観光推進機構		
		東広島市		小豆島クルーズ船誘致の会		
		廿日市市		四国ツーリズム創造機構		
		江田島市				
		坂町				
		宇部市				
		防府市				
岩国市						
国の機関	中国地方整備局					
	中国運輸局					

### 設立の背景

- 瀬戸内海には数多くのクルーズ船の寄港が可能な港湾が存在するもののクルーズ船の寄港地が一部の港湾に限定されていること等、瀬戸内海全体としてクルーズ船寄港による各種需要をうまく取り込めていない状況である。
- 瀬戸内海のクルーズ振興についても、国、自治体、民間団体等が個別に取り組んできており、関係者が一体的にクルーズ振興するためのまとまった推進母体が存在しておらず、対外的に「瀬戸内海クルーズ」を発信する機能が不足していた。

### 設立の趣旨

- 瀬戸内海独自の魅力、特色を活かした独自のクルーズ振興を図り、瀬戸内海が世界的に知名度の高い「エーゲ海」や「カリブ海」等に並ぶブランド力の高いクルーズの海となることを目指す。
- その取組みを通じて当該海域・地域の振興を目指すとともに世界に誇れる主要な観光圏としての地位向上を目指す。

### 推進会議の設立

- 瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会の下に、会員及び民間団体等から成る「瀬戸内海クルーズ推進会議」(以下「推進会議」という)を設立する。

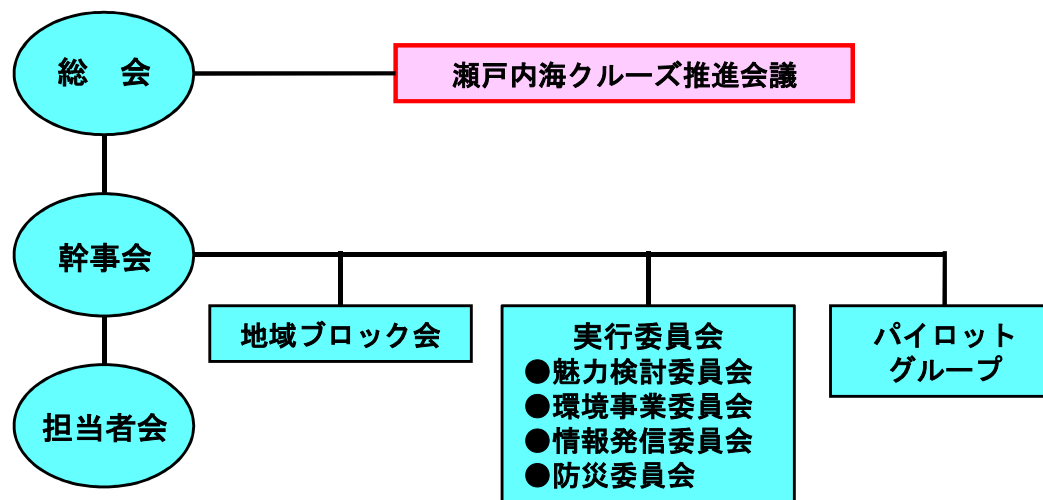
### 推進会議の構成員

- 推進会議は参加を希望する会員及び会員が推薦する民間団体等により構成する。
- 推進会議の事務局は、中国地方整備局、四国地方整備局、近畿地方整備局、九州地方整備局に置くものとする。なお、総括事務局は中国地方整備局とする。

### 推進会議の主な活動内容

- 瀬戸内海クルーズ振興のための施策提案
- 瀬戸内海クルーズの広報
- その他関連する業務

瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会 組織図



瀬戸内海クルーズ推進会議は、重要港湾以上の港湾管理者をかねる地方自治体、民間団体等、国の機関から構成される『全体会議』及び、近畿・中国・四国・九州の各エリアに係る構成員から構成される『エリア会議』から構成。

## 瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会

### 瀬戸内海クルーズ推進会議 代表: 苅田中国経済連合会会長(中国電力会長)、副代表: 千葉四国経済連合会会長(四国電力会長)

#### 全体会議

総括事務局: 中国地方整備局(港湾空港部)  
事務局: 近畿地方整備局、四国地方整備局、九州地方整備局(各港湾空港部)

##### 【メンバー】

- ・重要港湾以上の港湾管理者をかねる地方自治体
- ・広域的活動する民間団体等
- ・国の機関(各地方整備局・運輸局)

##### 【役割・取組内容】

- ・瀬戸内海の全体の課題整理
- ・瀬戸内海全体におけるクルーズ振興方策の検討
- ・クルーズ振興に関する取組みの実行及び全体の取組の進捗管理

情報共有



提案・報告

#### エリア会議

##### 【メンバー】

- ・各エリアの重要港湾以上の港湾管理者をかねる地方自治体
- ・各エリアの民間団体等
- ・各エリアの地方自治体
- ・各エリアの国の機関(各地方整備局・運輸局)

##### 【役割・取組内容】

- ・各エリアの課題整理
- ・各エリアのクルーズ振興方策の検討
- ・クルーズ振興に関する取組みの実行及びエリアの取組の進捗管理

近畿エリア会議

事務局: 近畿地方整備局  
(港湾空港部)

中国エリア会議

事務局: 中国地方整備局  
(港湾空港部)

四国エリア会議

事務局: 四国地方整備局  
(港湾空港部)

九州エリア会議

事務局: 九州地方整備局  
(港湾空港部)

区分	構成員	区分	構成員
重要港湾以上の港湾管理者をかねる地方自治体	大阪府	重要港湾以上の港湾管理者をかねる地方自治体	北九州市
	大阪市		大分県
	兵庫県	民間団体等	新居浜港務局
	神戸市		(一社)中国経済連合会
	和歌山県		四国経済連合会
	岡山県		(一社)せとうち観光推進機構
	広島県		(一社)日本プロジェクト産業協議会
	呉市	国の機関	近畿地方整備局
	山口県		中国地方整備局
	徳島県		四国地方整備局
香川県	九州地方整備局		
坂出市	近畿運輸局		
愛媛県	神戸運輸監理部		
今治市	中国運輸局		
下関市	四国運輸局		
福岡県	九州運輸局		



- 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界中で船内感染の発生例が相次ぎ、我が国においても、横浜(ダイヤモンド・プリンセス号)及び長崎(コスタ・アトランティカ号)において、多くの乗船者が感染する事案が発生
- 国土交通省では、クルーズ船の利用者、寄港する港湾の関係者等の安全・安心の確保に向け、感染症、危機管理等の専門家からの意見を踏まえ、関係業界によるガイドライン整備、その実効性を担保するための措置等について検討・整理

### I. ダイヤモンド・プリンセス号等事案の検証について

- 船内の感染拡大について、ダイヤモンド・プリンセス号及びコスタ・アトランティカ号事案における、現時点で国土交通省が課題、教訓とする事項を整理
- 再発防止に向けて、**船側に求められる措置、受入港湾側の措置、国土交通省に求められる措置**を整理

### II. クルーズの再開にあたって

- **第一段階**: 第三者認証取得等準備の整ったクルーズ船と受入港から、**国内のショートクルーズをトライアルとして実施【短期的措置】**
- **第二段階**: 上記トライアル結果等を踏まえ、得られた知見をガイドラインに逐次反映した上で、本格的に国内クルーズを実施【短期的措置】
- **国際クルーズについては**、水際対策の状況や他国の安全・安心対策との調和に留意しつつ、**ガイドラインの検討等所要の準備を進める【継続検討】**

### III. 関係者の役割分担について

- クルーズ船の受入判断や有症者・感染者等への対応が求められる際には、**クルーズ船事業者、検疫等の国の関係機関、港湾管理者や保健所等を含む地方自治体との間で**、課題の把握と対応を迅速かつ適切に行える**体制を構築**
- 万一の事態に備えて、クルーズ船の寄港に関わる関係機関間の**対応訓練を実施**
- 国際クルーズにおける関係国、クルーズ船事業者が果たすべき役割分担のたたき台を提示【継続検討】

### IV. 安全・安心確保に向けた具体的措置について

- 国内クルーズの再開にあたり、「船舶ガイドライン」及び「港湾ガイドライン」に盛り込むべき措置
- 港湾管理者等は、クルーズ船の寄港受入に際し、船舶及び港湾ガイドラインへの適合を確認するとともに、**都道府県等の衛生主管部局を含む地域の関係機関で構成される協議会等における合意**を得た上でクルーズ船を受け入れる
- 船内で感染者が確認された場合には、次の寄港地での陸上隔離等を実施後、速やかに下船港(発着港を基本)に向かう

### V. 実効性担保のあり方について

- クルーズ船事業者(邦船社)が策定する手順書(マニュアル)の船舶ガイドラインへの適合状況について、**(一財)日本海事協会(NK)が認証を行う【短期的措置】**
- 邦船社については、**海上運送法に基づく安全管理規程に感染症対策(衛生管理規程(仮称))を追加**すること、また、衛生管理規程を遵守することを義務づけ【短期的措置】

### VI. 国際的なルール作りを含む主導的役割のあり方

- **外務省等関係機関と連携し、国際海事機関(IMO)における国際ルール作り**も視野に、クルーズ船の安全確保に向けた国際的な議論を我が国が主導【継続検討】



# クルーズを安心して楽しめる環境づくりへの取り組み

- 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)において、「クルーズ船と受入港の安全安心確保に係るガイドラインを2020年度を目途に策定する等、再び安心してクルーズを楽しめる環境整備を図る。」としたところ。
- 国土交通省において、感染症や危機管理の専門家等の意見を聞きながら、関係業界が整備するガイドラインなど、クルーズの安全・安心の確保に関する検討を実施。

